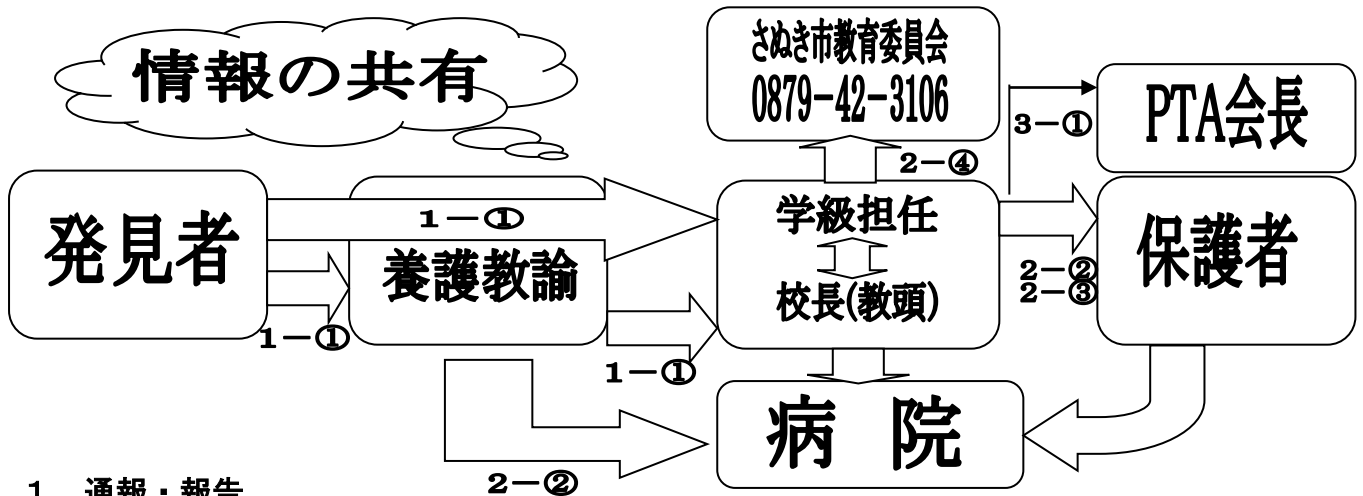


# 事故発生時等の対応

さぬき市立さぬき北小学校

## 学校内事故

児童が学校内において事故に遭った場合は、児童の生命・安全を最優先に考え、以下のように行動する。(素早く確実な連絡・迅速で適切な対応)



### 1 通報・報告

- ① 事故発見者又は事故を知った者は、直ちに養護教諭、学級担任、校長(教頭)に通報する。
  - ・「いつ・だれが・どうした」「怪我の程度」「移動の可否」
  - ・動かさない(その場に待機・近くの者に依頼して連絡を待つ。)  
・動かせる(保健室へ移動)
- ② 通報を受けた者は、直ちに現場(保健室)に急行する。
  - ・怪我の状況確認
  - ・救急車の出動要請の有無

### 2 対応

- ① 校長(教頭)は、事故の状況から教職員に役割分担を指示し、事故調査に当たる。
- ② 救急車で運ばれる場合は、養護教諭が病院に同行する。校長(教頭)・学級担任は、直ちに保護者と連絡を取る。
- ③ 学級担任は、被害者と加害者の家庭に事故発生について連絡する。また、事故調査がまとまり次第、その結果を両者の家庭に報告する。(正確な情報提供)
- ④ 校長(教頭)は、教育委員会へ連絡する。(児童を病院に搬送するようになった場合)

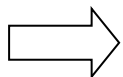
### 3 外部機関との連絡

- ① 教頭は関係機関(P T A会長等)へ事故の概要を報告する。
- ② 新聞記者・関係機関との対応が必要な場合は、教頭・教務主任(生徒指導主事)が学校へ残り、窓口を一本化して対応に当たる。
- ③ 新聞記者等の取材については、教頭(校長)が当たり、補助者を付け、記録を取らせる。
- ④ その他の職員は、他の児童が動揺しないように学級の掌握に当たる。

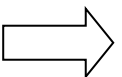
## 病気

病気のため、教育活動を引き続き受けることができなくなった児童が出た場合は、以下のように行動する。

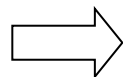
学級担任  
(体調不良者)



養護教諭



学級担任  
校長(教頭)



保護者

- ① 学級担任が保護者に連絡して、迎えを依頼する。保護者であることを確認して送り出す。
- ② 保護者に連絡が取れない場合は、保健室で静養させる。連絡が付き次第、迎えを依頼する。
- ③ 夕方又は夜に、学級担任は保護者に連絡を取り、その後の状況や登校できるようになったときの準備等について依頼する。(細やかな配慮)